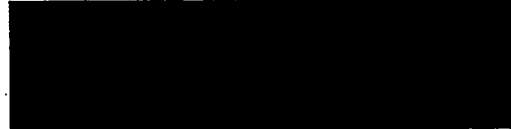


## 裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年3月30日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成29年12月28日付で行った法に基づく保護変更決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 平成29年3月6日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成29年9月13日付けで、請求人は就労を開始した。
- 3 平成29年12月28日付けで、処分庁は、請求人から同年10月分及び同年11月分の給与明細書の提出があったため、同日付けで、同年10月、11月及び12月分の保護費について、収入認定額の変更及びそれに伴う保護費の変更決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 平成30年3月30日付けで、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

#### ア 本件決定に至る経緯

保護決定通知書の請求書と医療費10割負担の請求書の異議申立てを行う。納得のいかない点が数点ある。

処分庁の担当ケースワーカーの説明不足。

10月にこちらが働く旨を伝え、予定給料額も伝えると生活保護はぬけれないと断言された。こちらは何もわからないので、担当ケースワーカーの言うこと全てが正しいと思い帰宅。後日、通知書が届いたということは、10月にきちんと正しい説明などがあればこのようなことにはなっていなかったと思う。

担当ケースワーカーから受けた精神的苦痛。

11月頃突然公衆電話から連絡があり、請求人は外出しておりその旨を伝えると「せっかく来たがいらっしやらないので帰ります」と言われた。一体何の為に来たのかわからなかった。普通はアポを取ってから訪問するものだと思う。12月年末も近く請求人自身いそがしいと伝えると「家庭によってちがいますからね。」と否定された。1/9当日担当ケースワーカーより今から行きたいと連絡があったが風邪でしんどいので病院に行きたいと伝えましたがすぐに終わりますので会えないか。と言われ仕方なく了承したが、何時に来るかがわからず、午前中に訪問すると思いきや来たのは14時・・・病院には行けなかった。

この時、玄関先で担当ケースワーカーに怒鳴られ、請求人は、こわくなり泣いてしまった。この件で請求人は担当ケースワーカーの顔を見るのもいやになったが、この時担当ケースワーカーは自分の伝達ミスでこのような通知が来てしまったと言っていたが、特に何か対処することなく今に至る。

この一件で一度請求人と請求人の母で処分庁へ行き通知書などが本当に正しく説明されたうえで決定されたかを聞きに行った。

その時対応してくれた職員は何も解決することは出来ず、異議申立てをする様にアドバイスを受けた。

請求人は難病になり、働くことも困難になったので生活保護を受けた。なのに何故更に支払いをしなければいけないのか理解出来ない。困っていなければ生活保護は受けていなかったと思う。なので異議申立てをする。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年12月28日付けの保護変更日を平成29年10月1日とする本件決定通知書には、「保護決定理由 請求人の平成29年10月分の就労収入額を確認したため、」法第8条（保護の程度は収入等で満たせない最低生活費の不足分である）に基づき収入認定額の変更を行い、それにより生じた差額について戻入処理します。 収入充当額 96,350円

今回返還額 96,350円」との記載がある。

イ 平成29年12月28日付けの保護変更日を平成29年11月1日とする本件決定通知書には、「保護決定理由 請求人の平成29年11月分の就労収入額を確認したため、」法第8条（保護の程度は収入等で満たせない最低生活費の不足分である）に基づき収入認定額の変更を行い、それにより生じた差額について戻入処理します。収入充当額 181,960円 本人支払額 61,150円 今回返還額 120,810円」との記載がある。

ウ 平成29年12月28日付けの保護変更日を平成29年12月1日とする本件決定通知書には、「保護決定理由 請求人の平成29年12月分の就労収入額を確認したため、」法第8条（保護の程度は収入等で満たせない最低生活費の不足分である）に基づき収入認定額の変更を行い、それにより生じた差額について戻入処理します。収入充当額 182,720円 本人支払額 48,020円 今回返還額 31,100円」と記載されている。

(3) 審理員が請求人に対し、平成30年6月21日付けで、弁明書の副本を送付し、これに対する反論書等の提出を求めたが提出がなく、令和2年2月5日付けで再度反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年6月20日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 事実経過

平成29年3月6日 処分庁により生活保護開始

平成29年9月11日 請求人来庁。遊技場の店員として就労することになったとの報告を受ける。

平成29年9月13日 請求人来庁。就労状況申告書の提出を受ける。就労開始後、就労収入を得れば給与明細書及び印鑑を持参し、速やかに収入申告を行うよう指導する。また、初回給与支払日が平成29年10月10日であるため、10月分の保護費より収入充当を開始することを伝える。

平成29年10月13日 請求人来庁。平成29年7～9月分及び10月分収入申告書の提出を受ける。

平成29年11月16日 平成29年12月分の保護費の算定において就労収入の見込み金額を収入認定するための処理を行う。

平成29年11月17日 処分庁より請求人に電話連絡。本日の訪問調査実施の可否を確認したが、請求人より、夕方から仕事に行くため本日は不可との回答があった。

平成29年11月28日 請求人より電話連絡あり。平成29年10月13日に行った就労収入の申告に関して、どの程度の金額を返還すればよいかとの質問がある。

後刻、処分庁より請求人に架電し、返還額は96,350円であり、いずれ返還決定を行うか、又は保護費より減額調整を行うこととなると回答する。

平成29年12月28日 請求人来庁。平成29年10月及び11月分給与明細書の提出を受ける。請求人に収入申告書の提出を促したが、請求人は他の用件があるとのことで提出しなかった。

平成29年10月、11月及び12月分の保護費について、収入充当額を給与明細書に基づく正確な額とするための本件決定を行う。

平成30年1月9日 処分庁より請求人宅の訪問調査を行う。本件決定の決定通知書を手交。請求人は、処分庁の説明を聞き入れる姿勢ではなく、説明を行っても理解を得ることは不可能と判断し、返還金の納付書は請求人に渡さず持ち帰った。

請求人より電話連絡あり。本日の訪問調査に関する苦情申し入れを受ける。処分庁より謝罪及び訪問調査についての制度説明を行う。

平成30年1月11日 請求人及び請求人の母来庁。平成29年12月分の給与について、収入申告書及び給与明細書の提出を受ける。

請求人及び請求人の母より本件決定について説明を求められたため、処分庁より説明。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10-2-(1)、法第26条に基づき平成30年1月1日付けで請求人の保護を停止することを決定。

## イ 本件決定の正当性について

### (ア) はじめに

処分庁が行った本件決定は適正に行っており、その正当性について以下のとおり説明する。

(イ) 本件決定に至った根拠

本件決定は、平成29年10月13日及び同年12月28日に請求人が提出した収入申告書及び給与明細書に基づき、処分庁が同年12月28日付で同年10月から12月の収入充当額の変更を決定したものであるが、これにより過渡しとなった同年10月から12月分の生活保護費については、地方自治法施行令第159条の規定に基づいて戻入することとしている。

法第8条において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定されている。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2「扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例」答1において「最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう」。同2において「扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要があるわけであるが、この場合も遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきである」と示されている。

請求人は、本件決定について処分庁の説明不足や決定の遅さを理由に発生したものであると主張しているが、本件決定は、法第8条の規定に基づき、請求人の給与収入に係る収入充当額を、給与明細書に基づく正しい額に変更することで、請求人の保護費の額を、不足分を補う程度に変更したものであり、また、最低生活費の遡及変更の限度となる3か月以内に処理を完結している。

よって、本件決定には違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年9月11日付けのケース記録票には、「請求人来所。面談により以下のとおり聴取。近く遊技場での仕事をすることになったとのこと。処分庁管外の店で、パチンコ店の店員（ホールスタッフ）で、9月から就労を開始し通勤は地下鉄を利用する。就労の内容が決定したら、速やかに就労状況申告書の提出を行うよう指導しておく。」との記載がある。

イ 平成29年9月13日付けのケース記録票には、「請求人来所。就労状況申告書の提出あり。就労を開始後に収入を得られたら、速やかに給与明細書と印を持って収入申告を行うよう指導。また初回給与支払日が10月10日のため、10月分の保護費から収入充当を行うことを伝えておく。」との記載がある。

ウ 平成29年10月13日付けのケース記録票には、「請求人来所。平成29年7～10月分の収入申告あり。(中略)平成29年10月分 就労収入額についての申告あり。請求人より、この収入額で保護から自立できるのかという質問あり。今回の就労収入額は9月途中からの就労している分のため1か月満額の給与ではなく、これを10月分の保護費に反映してみないと明確には言えないものの、控除額がつく関係で最低生活費を上回る収入額があるとは言えないため、すぐには保護停止にはならないこと、また今後、今回以上の就労収入額が見込まれ、控除額を算入しても最低生活費を上回るだけの収入額が継続的に得られる見込となった場合に保護停止となることを伝えておく。」との記載がある。また、同日付けで提出のあった収入申告書には、10月分の総収入について、「133,450円」との記載がある。

エ 平成29年11月16日付けのケース記録票には、「<就労収入見込認定について> 上記について請求人から10/13付で収入申告書が提出されているが、認定対象月や必要経費など請求人に詳細を確認する必要がある、現段階では収入更改処理ができないためH29.12月分保護費に見込認定を行い、既提出分については追って処理を行うこととする。29.12.1付保護変更処理 就労収入見込認定額 0円 → 130,000円 必要経費 0円」との記載がある。

オ 平成29年11月28日付けのケース記録票には、「請求人より来電。今回の就労収入に関して10月13日に申告を行った分について、どの程度の金額を返還すればよいのか、今迄に何度か話をしているがどの程度のお金を手元に置いておけばよいのかが分からないため早く知りたいと。確認し連絡することを伝えておく。後刻請求人へ架電。今回の申告内容から収入充当(返還金)額は96,350円になり、いずれは返還決定または先の方の保護費で減額調整するので注意をするよう伝えておく。」との記載がある。

カ 平成29年12月28日付けのケース記録票には、「請求人来所。就労先で出された10、11月分(11、12月受取分)の給与明細書を持参しているためそれらのコピーを取り返却する。今回分の収入申告を促すも、別の課へ申請することがあり、また、その後に勤めに行かないといけないのと言って窓口を後にする。申告そのものは行われず。

<就労収入更改処理について> 上記について、請求人より就労収入の申告があったため次のとおり処理を行う。H29.10.1付保護変更処理 就労収入額 133,450円 実費控除額 10,300円 交通費 280円×15×2=8,400円 所得税 1,900円 H29.11.1付保護変更処理 就労収入額 234,850円 実費控除額 16,090円 交通費 10,450円(定期代) 所得税 5,640円 H29.12.1付保護変更処理 就労収入額 236,050円 実費控除額 16,130円 交通費 10,450円(定期代) 所得税 5,680円 処理に伴い発生する差額については、就労収入の大幅な増加が見込まれるため減額調整せず地方自治法施行令第159条戻入処理を行う。」との記載がある。

## 理 由

### 1 本件に係る法令の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第6.1条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (3) 法第80条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを費消し、又は費消した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の第8の1の(1)は、「次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること。ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。イ 当該世帯の収入に変動があつたことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。」と定め、同(2)は、「収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。」と定めている。
- (5) 次官通知の第8の3の(1)のアの(ア)は、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と定めている。
- (6) 局長通知第8の1の(1)のアの(ア)は、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明を徴することを適当としない場合には、給与明細等をもってこれに代えても差しつかえないこと。」と定めている。
- (7) 問答集問13の2の答3は、「収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべきである。この場合の保護費支給額の事後調整の方法について、(中略)既に支給した保護費の一部(場合によっては全部)を返還させるべき場合は、局第10の2の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。(中略)なお、収入の増加が事後になって明らかとなった場合も(中略)戻入、法第63条による返還、法第80条の適用が考えられる。ただ、収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法第80条の適用は安易に考えるべきではない。」と記している。

## 2 本件決定について

### (1) 収入に関する申告及び認定について

保護の要否の判定及び程度の決定は、最低生活費と収入充当額との対比によって決定され、収入充当額が最低生活費に満たない場合に保護要と判定され、その不足分が扶助されるものである。

また、被保護者には届出の義務が課せられており、自主的な収入申告が求められているところである（前記1(2)及び(4)）。

本件決定は、請求人の就労による収入について、平成29年10月13日及び同年12月28日に提出された収入申告書及び給与明細書に基づき、同年10月から12月分の各月の保護費の収入充当額を変更し、これにより過渡しとなった保護費については、戻入により返還を求めることとしたものと認められ、保護費の算定に誤りは認められない。

### (2) 本件決定に至る経緯について

請求人は、処分庁に対し、就労を開始することを事前に報告し、初回給与に係る収入申告も適切に行われており、これにより平成29年10月分保護費に返還が生じることは理解していたものと認められることから、本件審査請求は、同年11月以降の保護費もついて返還が求められることに対するものであると推認される。

本件についてみると、処分庁は、初回給与に係る収入申告があった平成29年10月13日に、同月分保護費から収入充当を開始すると請求人に伝えているものの、本件決定が行われるまでは、同年11月16日に同年12月分保護費に見込みによる就労収入認定を行ったのみであることが認められる。

また、平成29年10月分の保護費に返還に関し、請求人から問い合わせがあった際など処分庁が本件決定を決定するまでの間に、同年11月分保護費にも返還が生じる可能性があることや就労収入に係る申告を促した形跡は見当たらず、請求人の資産や収入の状況、生活実態、本件過支給の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。加えて、前記1(7)のとおり、安易な適用は考えるべきではないとされているものの、調査の結果を踏まえ、法第80条の規定による前渡した保護金品の全部又は一部の返還の免除の可否について具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

### (3) まとめ

上記を踏まえると、本件決定には処分庁の判断過程に合理性を欠くところがあったものであり、違法又は不当な点が認められる。

### (4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

## 3 結論



以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件決定は取り消されるべきである。

令和2年3月17日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。